

保管中農産物補償共済が始まりました

令和2年9月1日から倉庫等に保管中や出荷のために運送中の農産物を補償する『保管中農産物補償共済』が新設されました。

保管中農産物補償共済では、現行の建物総合共済「収容農産物補償特約」では補償されない「盗難」や「出荷先への運送中の事故」による損害も補償されます。

建物総合共済の収容農産物補償特約との比較表

	保管中農産物補償共済	収容農産物補償特約
補償対象	米穀、麦、大豆、そば、なし（農作物・畑作物・果樹共済への加入が必要です）	米穀、麦、大豆
補償範囲	収穫後、倉庫等・集荷施設又は出荷先への運送中の農産物及び倉庫等に保管中（乾燥・調製等の作業中を含む）の農産物。 ※保管状況が良好でない野積み等は除外。	納屋・倉庫等（建物総合共済加入物件）に保管中（出荷前の一時保管、販売目的の保管、乾燥・調製等の作業中）の農産物。 ※保管状況が良好でない野積み等は除外。
共済事故	火災、風水災、地震等の建物総合共済の共済事故に加え、盗難、運送中の事故（専門業者による運送、荷崩れは除く）	火災、風水災、地震等 （建物総合共済の共済事故）
補償期間	Aタイプ：一時保管向け 連続する120日間（期間を分割することはできない） Bタイプ：通年保管向け	Aタイプ：一時保管向け 通算120日以内（期間を分割することが可能） Bタイプ：通年保管向け
補償額	実損害額（地震等事故は、実損害額の30%） 加入限度はありません。 （1品目1口当たり100万円）	実損害額（地震等事故は、実損害額の30%） 加入は1品目当たり5口限度です。 （1口当たり1建物・1品目100万円）
共済掛金	1品目1口当たり Aタイプ：2,500円 Bタイプ：6,500円	1建物1品目1口当たり Aタイプ：1,000円 Bタイプ：3,000円
預託物	加入者が生産していないものは加入できません。	管理物件として加入できます。
その他	保管中農産物補償共済と収容農産物補償特約の重複加入はできません。	